

然レこの争を振り廻して見ると、是々の満足するに足る議を獲得したとは思はないが、議決時に於ては、議の情勢と益と考へると、一応この結果を収め得たことは、神港労組の運命なる所、其の救済となり、神港労組として語るところである。

3 組合長辞任の経緯

労務供給事業に因する糾紛は、先づ報告中止で通りであるが、神港労組の不誠実を察知して、遂にその事業が失敗したため、その中止を主張し、労務供給との連絡の断絶に陥り、秋となり、或は官庁に訴へては、軍政部にまで、もとの影響する所甚大なるものがあり、労務供給を中止するに於て、全面的に窮乏へ陥らんと仕舞つた。

此の頃の労務供給とレインはこの責任を追究し反省を促したためであるが、その後起る事態は悉く、労務供給上不利な場面が繰返へされるのであつた。茲に於て斯かる神組の組合長の恥は勤まらぬとして、野崎組合長は辞任を提出せんとした。だが、当時の書記長相利重彦氏は責任を感じてか、反対に自ら辞任を提出し、執行委員会はこれを認めることとなり、正式に受理されるに至つた。

然レ同氏の辞任によつて、是等解決を窺たものでは無い。斯かる時に於て、前年、系、斗、争、組、下、報、告、申、上、に、通、り、去、年、十、二、月、五、日、回、執、行、委、員、会、は、一、度、否、決、さ、れ、た、越、年、斗、争、を、や、る、と、ま、り、な、り、に、も、決、定、し、て、業、務、に、専、心、を、手、交、し、た、が、其、の、回、答、は、要、求、し、な、い、こ、と、に、な、つ、て、居、た、頃、業、務、が、一、般、下、げ、を、出、す、と、な、つ、て、階、級、と、何、事、致、ら、ぬ、返、答、を、あ、た、た、か、た、の、で、あ、る、こ、の、と、き、は、神、港、は、極、打、及、け、し、た、の、業、務、を、甚、む、と、云、う、船、内、と、の、間、に、烈、しい、意、見、の、噴、出、を、生、じ、た、こ、と、は、否、め、な、い、

もう一つの問題は、神港労組に加盟して居ない、神港労組にも、業者が同じ一水会に加入して居ることと、理由

としてこの越年資金の専ら書を提出したのであるが、中徳組合の立場を無視した行爲の非なるを訴へんとし、この努力は誠心が大強引な専ら委員の意見と過然の愚見に非ざり、組合長の懐測するところとなり、毎日を送りて中徳組合の高橋書記長、高橋氏は公に申入此により強打なる責任の追及をなして来たのである。

高橋に至つて敢然固き決意のもと今や躊躇する事なく、昨年十二月十五日副組合長、遠藤小助氏宛組合長辞任の届出なした。組合長としての責任は勿論皆無とは云へないが、本然の労働運動に、モトル不向き、神奈川線港高橋組合の空気に、絶対的賛同出来得なかつたのである。

4. 其の也

芥菜について

本江岸労働組は去年11月、5回進行委員会共、他に於て推進協会の担当者について種々批判を加へ改善の努力すべきである。として協議し来たつたが、若岸労働組本部はこの問題を重視し、急に改善すべきであり、若しこの直接労働者の要求が通りぬいたときは、あいて現品受領に切り換へる。と申し出たが、改善方を要求した。一方推進自休り幹部はこの申し出に押し合ひ、且つ深く広く研究し、漸次向上の歩をたどりつゝあつたが、本部では尚ほ、更に改善の余地ありとして、研究を促した結果、昨年度漸くにして、我々の満足出来得る程度の品價を生み出す技術的能作を知ることが出来た。然して今年度に入り、直ちにその成果は、吾々労働者の中食、又は夜食に好むに状態により、実現されるに至り、現在改善前金のそれと比較し、非常に優れられた。之の成果こそ、吾々若岸労働組の団結と熱の力の賜であらう。

議案説明書

一 神港所組脱退に関する件

南港所連の発展的解消に伴い、南港所組の存続を以つて神港所連脱退所組は、去年六月に第一組として発足
以後、南港所組は支部組織となつた

この神港所組の復活後の運動経緯は如何であらうか？ 第一組は、その最も強力なる組織として、活発なる運
動を下部組織である支部、分會に徹底せしめられはならない。然るに、第一組後の神港所組の行き方は一

般に逆進を辿つた如き状態にあり、又組織的にも管内各支部連合会、海濱支部の相模港連への事実上の脱
退、右動的にも、組織的にも弱体化して、その現状である

吾々神港所組は斯かる貧弱した第一組に対し従来まで自主的運動を活発に展開して、神港所組の不活動な
状態に批判し其の組織力を衰えと運動の弛化、逆進する運動について再改組の是正を提起した。

然し、その批判は、何等の善後策を講ずるべきなく、又先般以来提案した庶民資金に対しては、当然に未

斗争として取上げなければならぬものを一部幹部の全副的反対に依り再決するの止むなきに至らしめたる
 吾々の沿岸組は法然と立上り、この沿岸組委員会のかゝる不當なる決定は無視し独自の立場に於いて越年資
 金獲得に總力を上げ同胞の如き多大なる成果を得たのである

以上指摘した如く沿岸組の存在は全く無に等しい、のならばかへつて吾々の自主的運動を粗害し並行す
 ることが我々の残念されるものであり沿岸組として付子実行委員会に於いて沿岸組に對し検討を加へ
 た結果、当初組合長としての責務に於いたる沿岸組幹部は辞表提出し加入するの不必要に依り脱退すべ
 の止むなきを確認した

吾々の沿岸組は沿岸組の統一を強く主張し又吾々は組織の統一なくして吾々の生活権利擁護向上は成し得な
 い者は謂うまでもなく、組織の不平等、崩壊を意図するも力でないことは言をせしむ、然し乍ら組織が
 ある事により産利の如き極互利益の世に依り、目的的に活動せしめ、本スリの平等とさうとばかり御
 用化されれば、吾々の沿岸組の自主制中もより吾々の活動は並初果となり真の民主的な沿岸組として

の存在はあり得ないものである

以上の如く吾々は吾自体の組織の拡大と充実を計り単一組織とし、より以上強力なる運功を展開すべく関東
本島各組同盟へ直接加盟し、神奈川県渡邊労働組合を脱退することの是非理由とする

二 規約一部改正に関する件

其一号誠業神農組脱退に伴い吾が沿岸支部は必然的に単一組織となり、従つて支部名称も改称変更せねば
ならぬ

右称の変更は規約上の変更となるので茲に改称を行うと同時に規約の変更を行う
右称の問題については八回執行委員会に大会準備会に於いて種々論議された結果、現在の分会組織の内
容に依り支部構成上の不便を是正し更に又今後の組織運功を助長し旧称(横浜沿岸労働組合)に遷元する
こととて新しく「横浜労働運輸労働組合」を仮称とし一応の決定を以て之に提案する

三 役員改選に関する件

第八回執行委員会議席上において支部長 榎本幸三氏より辞表提出あり 委員会としては承認 又支部長
補欠する副支部長 上野武氏は兼務取席上不適任とし辞表を提出して居る

以上最高幹部の支部長 副支部長は辞任、空席となつて居るので其の補充に就いて第八回執行委員会並に大
会準備会で協議した結果、大会に於いては役員の新動があるもので本大会に於いて支部長、副支部長の兼新補
充だけに依らず、全役員の変更を同時に行ふことに決定した

由つて中組法第五條 規約第十四條に基き本大会に於いて無記名投票により選出することと提案する
尚ほ具体的は選挙方法 選挙事柄に就いては大会選挙準備会により採決する

運功方針書 案

又主眼なる吾等の代表により成る本大会を通じ吾等と更に多量の甚き水なる同盟 陸海運輸等
吾等の利益を確保し 其の社会的地位の向上の爲 新段階に於てはここに健全なる運功方針を確立し以
つて陸海運輸事業の復興と 民主化達成に 全力を投入し邁進せんとするものである

一 概情勢

国際情勢を展望するに 米ソを中心とする二つの勢力の対立は本年度に入り コミンホルムに通ずる
中共の進出と相併して この二大國の世界政策は吾々アヤマハもその焦点が向けられつゝ 冷い競争は極度に
鋭化されんとする

帝制階級に於いても此の対立は影響し 全世界帝制の困窮として既に先んじて居る 世界帝制は
ミンホルムの手先とし 露骨に共産化の進行により 遂に米英二大帝組は脱退し 分裂するに至つた

として 米英を主体とする世界の民主的帝制組合の統一とし 吾々國も亦帝制も決意し 結成した新
世界帝制に依り 米英帝制脱離と 民主的帝制戦線との二つのイデオロギイは 対立する勢となつて居る此

に

今や中國は殆んど中共の支配下に陥り アヤマハに於ける米英の政勢はその主力を我が國に向はんとする重大な
危機に直面して居る

その現は此としては 最近に於けるコミンホルムの野政性 であり この暴良は 吾々共産党の前途に甚大なる影響を與ふ この野政性には 吾々共産党の前途は 其の日本に於ける積極的行動と相併つて 今後吾々共産党は 此らの進出に對し 慎重なる着想を向て 用はらるべきなり

斯うした程度に 破産する 国外情勢を 深く観察すると 国内的にも 野政性 即ち 吉田内閣が 其の反動政党は 九原剛 或は ドゥケティンに 便乗し 其の反動性を 暴露し 行政整理に 右をかりて 吾々共産党の 大躍進切リや 中小企業の特権の上に 反動的独占資本政策を 強行しつゝある

斯うした筈に 吾々共産党を 圧迫する 吉田内閣は 吾々共産党を 強く刺激するところとなり 紛争を 誘発しつゝ 然かも 行政整理 企業整備 大躍進切リ 吾々共産党に 對しても 然らば 其の政策を せしめ 彼らに 街頭に 放り出す 結果と なる 社会不平等は 益々 加へられつゝある

此の秋に 吾々共産党は 單に 労働者を 煽動し 破壊的行動を 繰り返し 平等事件 三鷹事件 等を 巻きおこし 其の本質を 暴露しつゝある 此の秋に 吾々共産党は 吾々共産党を 盲目的に 煽動し 現況に 益々に 陥入せんとし 吾々共産党内部にも 各地に 此れに 對する 批判が 起りつゝありて 共産党の 組織とも 云ふべき 差別會議を 脱退する 細谷が 相次ぎ 分裂 或は 南塚の 途にある 是れ 吾々共産党に 於ける 全日本共産党 同派内部にも 各地に 民主化の 叫びは 此れ 脱退するの 契機である

さて 吾々共産党 運輸産業の 責任の 重大さは 今更ら 言を 俟たないが 外國貿易に 依存する 日本経済は 海運業に こそ 其の 使命が かけられ 居る 此の 重要産業である 港灣に 於て 本年こそ 此の

港灣の民主化が軌道に進展すべき秋に方ると云は旧ほならぬ

抑ち港の法律とも謂ふべき港灣法並に港灣運送法が近々国会に提出せられんとして居り、更に又先般の
神戶港に對するG.H.Q.のメモランダムの前向、或は神戶課レットの港灣に對する見解等、最も重大
なる關心がかけられて居る

特に對港性、乃至永く舊統をもつ港灣運輸事業の企業形態は最も複雑且つる處に極めて不合理なもの
であり、これが企業に對し根本的の是正をしなければ海運業の發展は在り得ず、し港灣の民主化は不
可能であらう

従つてこの港灣法並に港灣運送法の制定はこれら對港制度を打破し、日本經濟を左右する港灣運
輸事業に對企的の役割をなすものやあり、この法律の適正なる施行について同盟本部を通じて強力なる改
正斗争を展開すると共に、これと併行して港灣の民主化にあらゆる活動を行い、全力をこめて總結束
せしむらばならぬ

組織的

吾々神戶者の結集、抑ち強力なる運動を推進する根本は組織の健全化であり、吾々は現在組織本部の
より充実とその拡大を計らばければならぬ

昔々迄港中切者の組織状況は港運輸作業の特殊性と封建的、古く因習下に於て此迄は他の産業に比
較し米尺尺組織切者の数は相当ありしかども此等のものは低い労働条件下に於て苛酷な切切に
こゝから此に居ることは厄造せむい事である

昔々は先づ組織活動として、此等の同志米組織切者及び呼ばれると同時に、組織出来ない事象を調査究
明し、此の組織に圧迫せんとする業者、ホスと徹底的に排除しつゝ組織の強化充実を計る

従来までの沿岸作業切者には、まらず港運輸に因連する一切の労働者を包含統合し健全なる單
一組織とし積極的なる組織運動を展開する

これが具体的方法としては

① 下部組織の充実を計る為各作業現場を明確にして直轄対象とし、又米尺自主的分会が出来て居る
分会に於ては本部と連絡を以て分会結成を行つ

② 米組織切者へ組織に對する権利や認識を得る為分会を通じて呼びかけると共に教育宣伝を積極
的に行う

③ 河川組織の充実を計る為噸任の橋梁公共労働切者所日籍者(柳橋分会)をより充実充展せしめ
米組織である東洋奈川、廻見安定所をも組織すべく柳橋分会を通じて組織活動を強力に行ふ

尚現在安定所へ登録して居らない所謂店頭募集対象者を安定所と協力し種打安定所へ登録せしむると

共に日備組織の統一と拡大を計る
其の他書記局へ組織部を改置しこれに組織の充實と拡大により
活動とする

一、教育 宣傳 活動

吾々の基本的目標は成人教育の一翼をなし我が文化国民として知識 教養を修得せしめると共に労働意
志を大にすることである

と云ふは吾々の労働者 特に吾々の労働者に於いては 長い封建的遺境に於て全ての自由は奪われ社会的意
識は極度に貧弱な低い水準にあることは事実である
吾々は労働階級として労働者解放の理念に於てその根柢は必ず、これが為には先ず教育を当面の大きな活動課
題としなければならない

組合員であることは組合に対する認識と自覚をもたねばならず、これを為には先ず教育を当面の大きな活動課
題としなければならない
に個々の組合員とて、一人で承たければ強力な組合運動と民主的な発展は望み難いものであり、これが教育
活動の重要として

① 労働組合理念の徹底と民主化運動の徹底

② 組合規約 綱領 或は規約諸規法の理解 底

③ オルガの養成

④ 文化 娯楽 リクレーションの開催

⑤ 其の他 労切教育講座 或は 討論会の開催

以上の教育活動と最も関連した宣伝活動の実行法として

① 機関紙の定期発行

② ボスター ビラ 其の他パンフレットの配布

③ 作業場附近 或は 事務所の組合掲示板 設立

④ 組合活動の経過報告や 方針に対する演説 懇談会

其の他 書記局内に教育宣伝部を設置しこれが教育の徹底と宣伝活動の活性化を計る

一 労切協約と賃金対策

当面の運動目標として 種々なる問題があるか 其の中を最も重要であり既に現状として其の運動過程にあるのは 労切協約の問題である

最近の労切運動は賃金斗争より労切協約に主力が注がれ又これに反し資本家側はこゝを所

約を改善しようとして居る。

所訂協約こそ、古くは六八に於て能得権利であり、賃金、労働時間、其の他一切の所謂労働諸条件が担保され、所文化されるものであつて、賃金手帳でもあり然るべきであらうと謂はねばならぬ。

この協約の範圍は昔々の所訂問題ばかりでなく、会社事業の発展とその経営の民主化が同時になされるものであつて、重要な課題であつた所訂協約締結に本年並勤の最大目標とし、これが適正なる締結促進に總力を結集せねばならぬ。

この所訂協約については、本部に於いて、この協約基準をたし、この線に於いて、各分会により各、其の作業形態、又は会社事業の内容の相異等あつたので、この基準を踏んで各分会が自主的に締結しなればならぬ。(既に経過報告に述べた如く現実に各分会に於いては、本部の援助に依り、これが締結促進に消長なる交渉を展開しつつある)

この協約内容と、その締結に付する構想としては尤の通りである。

1. 所訂協約起草については本部基準案を基礎とし、各分会の自主的条件を勘案し、各分会が基本的に同一なるものとする。

2. 協約内容については完全雇傭を明確に挿入し規定しなればならぬ。

(1) 現金準備と資金態勢

現在表面とは常備として長期間又は日帰的生殺をもつての多分にあるので日帰制度を漸次切替へる為第一第一に貸金体系の日帰制を固給制とし諸員貸金制に於ては最初人員及び均荷状出来高比較を明確に調査研究し適正なる諸員貸金制を規定する。

(2) 停基法に基く時内外派夜休日 休職手当又は有給休暇等々の特別諸手当を具体的に貸金規程として規定する

(3) 失業保険 生に健康保険を明確巨う完全な適用と保険組合の云々を的確なる運営

(4) 其の他退職規定等々 以上の貸金体系は特に慎重に検討し完全なる内容を規定せしめる

3 既設労働協約を改訂 会社側と持考して居る分金は 本部と緊密なる連絡を行ひ 会社側と協議する 両労働協約には イソチーバー として出席せしめる

4 不専任分金は本部基準とし甲急にこれを成案下りとする

5 この協約運動は全分會と同調で本部を通じて統一した斗争を展開する

6 分會協約の締結と相併つて既に横浜泊岸労働組合と締結して居る統一本部協約は新労働法に基き改訂の要あるものでこれが本部協約の改訂と確實なる統一履行を行う

金額を計算支給する事

以上の見地に依り逓進金制度の重要性に依り、これを修正して若干の制度とその即時制定の系統

一 運動を 展開する

一 福利厚生活動

吉川の福利厚生施設 其の厚生物資の計画は吉川の突進資金として活動生活に於ても同機能の面でも其
大なる影響を及ぼすことは謂うまでもない

しかし下は港浜に於ける厚生施設の現状は大部分は借借借借にありて完全なものでなく、往々して老々老々運搬に
従事する労働者の他の一般産業と比較し最も努力を要する重労働であり、これら休養する為には現場附近に

休憩所等は得難所が更に又汚水作業等に於いては是非でも浴場等の衛生施設の設置が希望される
以てこの点に達して厚生施設等の設置は作業能率の向上に資するものである

前記の如く指遺した如く最近に於ける鎌倉市の労働者(労働組合)に対する 水エオテルの新設については労働者の厚生
活動としての課しに所費である。又物産館に於いては、先づ吉川が日夜に後配する加配米であり、競争である。

この解の改善については、長らく懸念され且つこれが改善を以て努力した。幸にして加工製理当する推進分金を
通じ相対改善して、あり一三の成績が現はれに至ったが、尚ほより以上の品質に、吉川は「愛される競争」として

改善に努むる。又作業衣 地下足袋等の諸物資についても此れが適正なる配給について海運局等との関係で高配給協議会へ出席、此れが明確なる管理と配給制について交渉して居る。以上の如く労働条件と同時に関り、ものによって福利厚生問題は密接にして不可分であり、此れが設置の實現を各関係当局 台社へ積極的に要請すると共に厚生物資の適正なる配給を厚生活動として行う。

一民主的港務労組の組織統一

組織活動と関連して民主的港務労組の統一こそは吾々の最大の期待であり念願である。此れが實現すれば本港産業界の民主化は強力に推進され、吾々の生活権保護に於いても強大なる運動が展開出来ることは謂うまでもない。

吾々は吾々同志港務運輸労働者の全国的提携への準備工作とし、我が二部団体である 南港同盟を通じて又 総同盟本部の各地方派連を通じて、着々全国の同志に呼びかけ、その経済に邁つて来た。今年に入りその本格的活動を展開、現在全国組織準備会を改置し吾々南港同盟の主体となり、近々全国港務労組の統一として居る。そして近き、吾々の最大のスローガンを實現し、以つて吾々港務運輸労働者の利益擁護の途に勇敢に闘い、この組織を通じて、打ち運搬の強い港務産業界の民主化の徹底を計り、港務労組の改革に労働行政に果敢なる斗争を展開しなければならぬ。

吾々は斯うして客観情勢を充分に自覚分析すると共に吾々労組の主体的条件確立の為に健全なる運動

方針を堅持し、眞に吾々港灣運輸関係者の生活保護の爲
確固たる運切を推進、展開せんとするものである

更に港灣運輸産業の民主化とその再建

以上

退職金規定 (別紙)

新制

- 一 退職手金は退職後の生活保護 退職中の切当振替 新元祝賀等の贈答から此れを支給する(但し普通退職金以外に特別加給を設ける)
- 一 生活保護の意味から退職時の標準月収を計算の基礎とする
- 一 支給手金の基礎は勤続年数二十五年を以て十年間の生活保護をなし得る如くする

支給範囲

- 一 従業員が退職又は死亡したるとき退職手金を支給する
- 一 特別として勤続年数二十五年以上の者に之を支給する
- 一 普通給子支給の場合
- 一 病没その他死亡したる場合
- 一 乙武産、死亡による退職
- 一 三女子婚嫁の届の返取
- 一 4 夫が他何れの都合に依る退職
- 一 特別給子を付与する場合
- 一 行年制による解雇
- 一 乙武産上の解雇 疾病 死亡等による解雇
- 一 4 業務上顕著な功勞のありたる者の返取
- 一 勤続期間に十ヶ月未満の場合には月別を以て計算し一月未満は一月に繰上する
- 一 公務又は会社の都合による休職の場合には之を勤続年数に計算する
- 一 勤続年数の計算は入社時よりとする

一 退職金は本人に支給する
遺族に給する

本人死亡の時は遺族扶養料として

支給要領

① 基本は勤続年数の標準月収(年俸12月給30日分)を計算の基礎とし勤続一年に付一ヶ月

の増加率

可一年(一年に付
五〇%)一〇%

自一年(一年に付
五〇%)一〇%

自一年(一年に付
五〇%)一〇%

普通給子支給計算表

勤続年数	増加率	支給月収
1	10%	1.19
2	20	2.4
3	30	3.6
4	40	4.8
5	50	6.0
6	60	7.2
7	70	8.4
8	80	9.6
9	90	10.8
10	100	12.0
11	115	13.65
12	120	14.4
13	145	17.1
14	150	18.0
15	175	20.7
16	180	21.6
17	205	24.3
18	210	25.2
19	235	27.9
20	240	28.8
21	265	31.5
22	270	32.4
23	295	35.1
24	300	36.0
25	325	38.7

特別加給増加率

勤続年数三年以下

- 一〇
- 一五
- 二〇
- 二五
- 三〇
- 三五
- 四〇
- 四五
- 五〇
- 五五
- 六〇
- 六五
- 七〇
- 七五
- 八〇
- 八五
- 九〇
- 九五
- 一〇〇

全日本港灣労働組合関東地方本部規約

第一章 名稱と性格

第一条

この組合は全日本港灣労働組合関東地方本部と呼ぶ事務所を横浜市中区港町六丁目二十七番地に置く。この組合は人種、国籍、性別、階級、身分、宗教、思想、支持政党の如何を問はず全日本港灣産業及之に附帯する事業の労働者で組織する。この組合は特定の団体を支持し又は特定の団体に指導されることなく自主性を以て行動する。

第二条

第二章 目的と事業

第三条

この組合は組合員、団結の力により大会に於て議決された運動方針に基いて宣言綱領を實現し労働者の政治的、社会的、経済的、文化的地位向上を同することを目的とする。

第四条

前條の目的を達成するために次の事業を行ふ。

一 港灣労働者と労働組合の基本的權利と自由を擁護し擴大する。

二 労働者の利益を護り労働条件を徹底的に改善する。

三 労働者、発言権を強ひ港灣産業の民主化をはかり労働者及び總ての労働者、ために産業の興隆をはかる。

四 民主主義を防禦するよりやむを得ず勢力を排除する。

五 労働運動を統一強化するために同一目的を有する他団体と協力提携する。

六 組合員の教養文化を高めため積極的に活動する。

七 組合員及びその家族の福利厚生施設を擴し充實を圖る。

八 その他この組合の目的を達成するため必要な事項を行ふ。

- 二 労働者の利益を護り労働条件を徹底的に改善する。
- 三 労働者、発言権を強ひる港灣産業の民主化をはかり労働者及び總ての
 働くもの、ために産業の興隆をはかる。
- 四 民主主義を妨害する者やゆる勢力を排除する
- 五 労働運動を統一強化するため同一目的を有する他団体と協力提携す
- 六 組合員の教養文化をなかめるため積極的に活動する。
- 七 組合員及其の家族の福利厚生施設を擴し充實を圖る。
- 八 その他この組合の目的を達成するため必要な事項を行う。

第三章 組織

第六條

この組合は次の組織をもつ

- 一 地方本部
- 二 支部
- 三 分会

第七條

地方本部は地方執行委員会、常任執行委員会と各専門部局とで構成す

第八條

支部は実情により地方本部の承認を得て設置する。

第九條

分会は各支部の必要に応じて置く

第十條

支部分会はこの組合の宣言、綱領、規約並に各機関の決議に及せざる
 限りその自主性が認められる。

第十一條

支部分会の規約はこの組合の規約に準じてそれぞれ支部分会として別に
 作る。

第四章 総則

第十二條

この組合に次の機関を置く

- 一 大会
- 二 地方委員会
- 三 地方執行委員会

第一節 大会

第十三條

大会はこの組合の最高決議機関で各支部の組合員数を単位として直接選ばれた代議員と地方本部員とで構成する但し本部役員は決議権をもたない

第十四條

大会の議長と副議長は各席した代議員中から選出する副議長の数に必要に応じて大会で定める

第十五條

大会代議員の定数は組合員二〇〇名までは二〇名に一人五〇名以上は五〇名に一人とす

第十六條

大会には定期大会と臨時大会とがあり地方執行委員会が招集する

第十七條

定期大会は毎年六月臨時大会は地方執行委員会が必要と認められたとき又は組合員総数の三分の一以上の要請があった時に招集する

第十八條

大会を開催するときは地方執行委員会は期前三週間前に開催日時場所を通告し目的たる事項及び代議員数を各支部組織に通達すると共に代議員数に相当する正副二通りの代議員信任状を發行しなればなり

第十九條

定められた代議員が大会に出席しなかつたときは代理人に議決権を委任することが出たが出席しなかつた場合代理人は一人に限り委任しなかつたことが出来る

第二十條

定期大会には次の事項を附議する

- 一 一般報告
- 二 組合運動方針
- 三 決算並に予算及規約の改廃

四 地方執行委員長 副執行委員長 書記長 地方執行委員 会計監査員の選挙

- 五 規約の施行に関する細則の制定及び改廃
- 六 其の他重要議案の議決

第二十一條 組合が同盟罷業を行わんとする時は組合員又は組合員の直接無

第二十條 定期大会には次の事項を附議する。

- 一 一般報告
- 二 組合運動方針
- 三 決算並に予算及規約の改廃

四 地方執行委員長 副執行委員長 書記長 地方執行委員 会計監査員の選挙

五 規約の施行に關し、細則の制定及改廃

第二十一條

六 其の他重要議案の議決
この組合が同盟罷業を行わんとする時は組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙せられた代議員の直接無記名投票の過半数により決定する。

第二節 地方委員会

第二十二條

地方委員会中大会に次ぎ決議機關で支部の組織人員を單位として選ばれた代表(地方委員)と地方執行委員を以て構成する但し本部役員は議決権をもたない支部が定められた地方委員数を定席させることがあつた時は他の地方委員に委任することから来るこの場合の委任は一地方委員につき一名に限る。

第二十三條

地方委員会の正副議長は定席地方委員の中から選挙する。

第二十四條

地方委員の選挙比率は支部組織組合員三〇〇名まで六名以下五〇名を増す毎に一名増しとこの端数は五〇名とみなす。

第二十五條

在期中、地方執行委員長 副執行委員長 書記長 地方執行委員会 会計監査委員の欠員が生じたときは地方委員会の後任者を選挙することから来る。

第三節 地方執行委員会

第二十六條

地方執行委員会は定期大会及び次期大会までの間大会及び地方委員会の決定に基き組合の業務執行に關して地方執行委員長 書記長

第三十九條

地方本部は組合員證を交附する
第二條の規定に該当する者は宣言細領規約を承認すれば組合員に
なることとなる

第四十條

組合員が脱退しようとする者は理由を明記した脱退届に組合證を
添へ地方執行委員会に届出なければならぬ

第七章 組合員、權利及義務、罰則

第四十一條

組合員は次の權利を有する

- 一 組合活動によつて生ずる利益を公平に受ける
- 二 組合員を選挙し役員に選挙される
- 三 組合機関の決定と役員、活動について報告を求め自由に批判する
- 四 会計簿議事録と組合に関する資料を閲覧する
- 五 罰則処分に対し上級機関に提訴し並に争議する

第四十二條

組合員は次の義務がある
一 宣言細領規約及び決議に服する
二 組合費を納める

第四十三條

組合員が組合に貢献し特に功勞があつたときは大会、地方委員会或
地方執行委員会に於て表彰される褒賞の具體的措置は各都府の
組合員が次の行為をしたときは処罰を受ける

第四十四條

- 一 宣言細領規約及び決議に違反したとき
- 二 組合の名稱を著しく汚したとき
- 三 組合の統制を著しく紊したとき

第四十五條

組合の処罰は警告、權利停止、除名、三種とする

第四十六條

組合員に罰則を適用する行為があつたときは警告と權利停止は第
六條の各級執行委員会に於て、除名は当該執行委員会に申告により
その大会で定める

第四十三條

一 宣言、綱領、規約及び決議に服する。
二 組合費を納める。

第四十四條

組合員が組合に貢献し特に功勞があつたものは大会、地方委員会或は地方執行委員会に於て表彰される褒賞の具体的措置は都度、組合員が次の行為をしたとき及び処罰する。一 宣言、綱領、規約及び決議に違反したとき。二 組合の名譽を著しく汚したとき。三 組合の統制を著しく紊したとき。

第四十五條

組合員に對して警告、權利停止、除名を三種とする。

第四十七條

警告、權利停止の決定は、その大會でせよ。六條の各級執行委員会に於て定められたる除名は、当該執行委員会、申告により警告、權利停止の決定をいへたもので異議があるときは、その大會へ提訴し、更に不服があるときは、その大會に提訴する。及、除名の決定に異議があるときは、その大會に提訴する。及、除名の決定に異議があるときは、その大會に提訴する。

第八章 會計

第四十八條

この組合の財政は組合費、組合員、寄附金、予金、利息その他で賄ふ。毎月二十日迄に支部組織を通じて納入しなれば、その月分、決算に於て繰越金があるときは、大会の承認を得て一定額を組合基金として積立する。

第五十一條

組合基金を支弁せんとする時は、大会の承認を得なければならぬ。納入された組合費は、その理由があつても返却しない。

第五十二條

この組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。地方執行委員会は当該年度未現在に決算報告書と次年度の豫算案を定額大会に提出し、承認及び議決を得なければならぬ。

第五十四條

組合の財産管理は地方執行委員会がその責任を負ふ。

第五十五條

地方本部と支部組織の会計は独立して行ふ。

第五十六條

すべての財産管理の状況その他会計に関する事項について
は職業的に資格をもつ会計監査人による監査をうけ証明書と共に
と夫毎年一回以上の組合員に公表する。

第九章 附 則

第五十七條

この組合の規約改定については大会に於て無記名投票により出席
代議員の三分の二以上の同意を必要とする。

第五十八條

この規約は一九四九年六月二日から効力を生ずる。

第里條

第二章の規定に該当する者は宣言綱領規約を承認すれば組合員になる事が出来る

第里條

この支部に加入しようとするものは所定の加入申込書に組合費を月分を添へて支部に申込みよ

第里條

支部から脱退しようとする者は理由を明記し脱退函に組合員証を添へて支部に届出なければならぬ

第七章 組合員の権利義務賞罰

第里條

組合員は次の権利を有する
一 組合活動によりて生ずる利益を公平に受ける

二 組合役員を選挙し役員に選挙される

三 組合機関の決定を役員の言動について報告を求め自由に批判する

四 会計帳簿簿籍その他組合に関するあらゆる書類を閲覧する

五 大会その他の會議で発言する

六 罰則處分に對して上級機関に提訴し並に争護する

第里條

組合員には次の義務がある
一 宣言綱領規約及び決議に服する

二 組合費を納める

第里條

組合員で組合に貢献し特に功勞のあつたものは大会或は綜合委員合に於て表彰される
る褒賞の具体措置はその都度定める

第里條

組合員次の行為をしたときは懲罰を受ける
一 宣言綱領規約及び決議に違反したとき

二 組合の選挙を著しく汚ししたとき

三 組合の統制を著しく紊したとき

四 正当の理由なくして組合費を三月以上滞納したとき

第里條

この支部の處罰は警告権停止除名の三種とする

第四七條

第四八條

第四九條

第五〇條

第五一條

第五二條

第五三條

第五四條

第五五條

第五六條

第五七條

一 宣言 組合員は規約及び決議に服する

組合員は組合に貢献し特に功勞のあつたものは大会又は綜合委員長に於て表彰される

組合員は組合の具體指図は其の都度受ける

一 宣言 組合員は規約及び決議に服する

二 組合の名稱を著しく汚したとき

三 組合の統制を著しく紊したとき

四 正當の理由なくして組合費を三月以上滞納したとき

この支部の處罰は警告權利停止除名の三種とする

組合員に罰則を適用する行為のあつたときは警告と權利停止は第十二條の各級執行委員会で定める

除名は尚該委員會の申告によりその大会又は綜合委員長会で定める

警告權利停止の決定をうけたもので異議があるときはそれが支部の綜合委員會又は大会へ提訴し更に不服がある場合は本會に控訴すること出来る

第八章 會計

支部の財政は組合費組合員の寄附金預金利息その他で賄う

組合費は組合員一月に付金 同しその月分を毎月末日迄納入しその額は決算に於て繰越金がある時は綜合委員會又は大会の承認を得て一定額を組合基金として積立てる

組合の基金を支出せしむる時は綜合委員會又は大会の承認を得なければならぬ

納入された組合費はいつなる理由があつても返却しない

この支部の會計年度は毎年六月に始まり翌年五月廿一日に終る支部執行委員會

第三條

執行委員会は常任執行委員会が必要と認めるとき又は執行委員の三分の二以上の要請があつた時常任執行委員会が招集し議長は執行委員長を以つてあつる
執行委員が会議に出席出来ない時は其の分会役員に議決権の行使を委任する
こゝから出来る代理者は二人に限り委任をうけるこゝから出来る
執行委員会は大会から大会までの間大会及綜合委員会の議決に基いて組合業務の遂行及び組合活動の指導執行にあつる

第四節 常任執行委員会

第三條

第三條

常任執行委員会は執行委員長、副執行委員長、書記長、常任執行委員で構成し執行委員会の決定に従つて常時組合業務と組合活動を執行推進し組織の指導にあつる会議は執行委員長を議長とし必要に應じて開く
常任執行委員会で行つたことは執行委員会に報告して承認を得なければならぬ
常任執行委員会の下に次の七部（以下専門部といふ）一局を置く
一 組織部 二 争議対策部 三 調査部
四 教育宣傳部 五 戒政部 六 厚生部
七 青年婦人対策部 八 書記局
専門部は執行委員会の議決を経て臨時に増減することから出来る
専門部は部長、副部長、部長、部長を以つて構成し部長、副部長は執行委員の中から部長は執行委員又は組合員中から執行委員会に於て選任する
組合の活動を推進し又は業務の遂行のため必要があるを認めるときは常任執行委員会の議決により特別に委員を設けるこゝから出来るその名稱、性格、構成及び處理すべき内容並に権限については常任執行委員会に於て決定する

第三條

第三條

- 一 組織部
- 二 争議對策部
- 三 調査部
- 四 教育宣傳部
- 五 財政部
- 六 厚生部
- 七 青年婦人對策部
- 八 書記局

第三四條

専門部は執行委員会の議決を経て臨時に増減すること出来る
 専門部は部長副部長部員を以つて構成し部長副部長は執行委員
 の中から部員は執行委員又は組合員中から執行委員会に於て選任する
 組合の活動を推進し又は業務遂行の爲めに必要があるとき常任執
 行委員会に於て議決により特別に委員を設けること出来る
 委員名簿は格構
 成及び處理すべき内容を並に権限については常任執行委員会に於て決定する

第三五條

第五章 役員

第三六條

- この支部に次の役員を置く
- 一 執行委員長 一名
 - 二 副執行委員長 二名
 - 三 書記長 一名
 - 四 会計監査委員 三名
 - 五 執行委員 若干名
 - 六 常任執行委員 若干名

第三七條

支部執行委員長はこの組合を統轄し組合を代表する
 副執行委員長は支部執行委員長を補佐し支部執行委員長事務あり
 時には副執行委員長の一名之を代理する
 書記長は正副執行委員長を補佐し書記局を統轄すると共に各専門部
 門の連絡調整の任に當る

第三八條

支部執行委員は三名に一名の割合で選出する

第三九條

会計監査委員は定期的に組合の会計と財産を監査し大会及綜合委員會
 に報告する

第四〇條

各種役員任期は定期大会から次期定期大会までとし再選の結果留任は妨げ
 ない

第四一條

役員選出は組合員の中から組合員の直接無記名投票又は組合員の直接無記
 名投票により選出はれん代議員の直接無記名投票により行ふ

第十五條
第十六條
第十七條

議決権を有する。但し事業の特種性に鑑み、代議員制に依り招集することが出来ない
大会の議長と副議長は出考した組合員の中から選出する。
大会には定期大会と臨時大会とあり、支部執行委員会が招集する。
定期大会は毎年六月臨時大会は支部執行委員会が招集する。
の二以上の要請があつたときに支部執行委員会が招集する。
大会を開催するときは支部執行委員会は期日二週間前に開催日時場所、会議員
的なる事項を組合員に通知する。但し臨時大会の豫告期間は定めない。
組合員が大会に出考し、出考しない時は代理人に議決権を委任することが出来る。
但しその場合代理人は又に限るを委任することが出来る。
定期大会には次の事項を附議する。

第十八條

一 一般報告
二 組合運動方針
三 決算並に豫算
四 支部執行委員長、副執行委員長、書記長、会計監査委員、支部執行委員
選挙

第十九條

五 分会より選出せられたる分会長の承認
六 規約の施行に關する細則の制定及改定
七 其の他重要議案の議決

第二十條

この支部が同盟罷業を行つたときは組合員の直接無記名投票に依り、
休みの日投票をせしめ、投票は、全組合員の過半数が同意を必要とする。

第二節 綜合委員會

第二條

綜合委員會は大会に次ぐ議決機関で分会より直接無記名投票により選出せられたる委員
と支部役員を以つて構成する。

第三條

綜合委員會の議長副議長は出考した分会委員と支部役員の中から選出する。

第四條

綜合委員會の選出比率は分会より八名に對し一名とする。

第五條

綜合委員會は支部執行委員会が必要と認めるとき又は組合員の過半数以上の要
請があつた時に支部執行委員会が招集する。

第六條

綜合委員會を開催する時は支部執行委員会が招集する。

第三條

この支部が同盟罷業を行なつたときは、時は總會の直接書記長投票により選出せらるる委員
執行委員の直接書記長投票により選出せらるる委員
全組合員の過半数の同意を必要とする。

第二節 綜合委員會

第三十條

綜合委員會は大会に次ぐ議決機関で分會より直接書記長投票により選出せらるる委員
と支部役員を以つて構成する。

第三十一條

綜合委員會の議長副議長は出席した分會委員と支部役員の中から選出する。

第三十二條

綜合委員會の選出比率は分會より八名に對し一名とする。

第三十三條

綜合委員會は支部執行委員會が必要と認めるとき又は組合員の過半数以上の要
請があつた時に支部執行委員會を招集する。

第三十四條

綜合委員會を招集する時は支部執行委員會は期日一週間前に開催日時場所会
議の目的等事項を綜合委員會に通告すると共に綜合委員會に招集
するに副二通の信任状を發行し、その水はなすべし、但し緊急の必要により招集す
る時は予告期間はこの限りでない。

第三十五條

綜合委員會は次の事項を附議する。
一、支部執行委員會の報告
二、支部執行委員會の提出議案
三、分會提出議案
四、其の他重要事項

第三十六條

任期中の支部執行委員長、副執行委員長、書記長、會計監査、支部執行委員
に欠員が生じたときは綜合委員會に於て直接書記長投票により後任者を選出する。
ことが出来るこの場合の役員の後任については次期大会に報告して承認を求めねばな
らぬ、但し前任者の残留期間とする。

第三十七條

第三節 執行委員會

第三十八條

執行委員會は執行委員長、副執行委員長、書記長、及執行委員を以つて構成する。

第三十九條

執行委員會は執行委員長、副執行委員長、書記長、及執行委員を以つて構成する。

全日本港灣労働組合関東地方本部京濱港灣支部規約

第一章 名称と性格

第一條

この支部は全日本港灣労働組合関東地方本部京濱港灣支部と呼ぶ事務所を横濱市中區港所丁同二十七番地に置く

第二條

この支部は人種、国籍、性別、宗教、思想、支持政党、門地身分の如何を問はず港灣産業に従事する労働者の組織する

第三條

この支部は自主性を以つて行動する

第四條

この支部は法人とする

第二章 目的と事業

第五條

この支部は組合員の團結の力により大会に於て議決された運動方針に基き宣言綱領を實現し労働條件の維持改善を計り労働者の政治的、社会的、經濟的、文化的地位の向上を圖ることを目的とする

第六條

前條の目的を達成するために次の事業を行ふ

- 一、港灣労働者と労働組合の基本的權利と自由を擁護擴大を圖る
- 二、団体交渉權を確立し港灣労働者の利益を擁護し労働條件を維持改善する
- 三、労働者の發言權を強化し港灣産業の民主化をはかり總ての働く者のために産業の興隆をはかる
- 四、民主主義を妨害するあらゆる勢力を徹底的に排除する
- 五、労働運動を統一強化するを同一目的を有する他団体と協力提携する
- 六、組合員の教養文化を高めるを積極的に行ふ
- 七、組合員及びその家族の福利厚生施設を擴大し充實をはかる
- 八、その他この組合の目的を達成するに必要なる事項を行ふ

第三章 組織

一 港灣労働者と労働組合の基本的権利と自由を擁護擴大を圖る
 二 団体交渉権を確立し港灣労働者の利益を擁護し労働条件を維持改善する
 三 労働者の発言権を強化し港灣産業界の民主化をはかり總ての働く者のために産業の興隆をはかる

四 民主主義を妨害するあらゆる勢力を徹底的に排除する
 五 労働運動を統一強化するを同一目的を有する他団体と協力提携する
 六 組合員の教養文化をたかめるを積極的に行なう
 七 組合員及びその家族の福利厚生施設を擴大し充たすをはかる
 八 その他この組合の目的を達成するに必要なる事項を行う

第三章 組織

第七條

この組合は全日本港灣労働組合連合会東地方本部の下にあり左の組織をもつ

- 一 支部
- 二 分会

支部は執行委員会、常任執行委員会と書記局とを構成する
 分会は各事業所を置く
 分会はこの支部の宣言綱領規約並に各校内の議決に及せざる限りその自主性が認められる
 分会は各分会ごとに規約を作り支部の承認を得なければならぬ

第四章 機関

第十二條

第十三條

この支部に左の機関を置く
 一 大会
 二 綜合委員会
 三 執行委員会
 四 常任執行委員会
 別に規定のない限り会議は定数の三分の二以上の出席を以つて成立し議案の票決は過半数を以つて決する、可否同数の時は議長之を決する

第一節 大會

第十四條

大会はこの支部の最高決議機関で組合員と支部執行部とを構成する支部役員は

字

神地労委審第一號

労働組合資格決定書

全日本港灣労働組合関東地方本部京濱港灣支部は
労働組合法第二條及第五條に適合する労働組合と
あることを決定する

決定月日 昭和二十四年八月十日

昭和二十四年八月十二日

神奈川県地方労働委員会

會長

林

信

雄

印

全日本港湾労働組合

関東地方本部組織現勢

執行委員長

倉本節雄

執行委員

古明地忠直

副執行委員長

松永昇

執行委員

高橋藏之助

全

岡村清吉

執行委員

鈴木伸和

全

杉田四郎

執行委員

正木久次郎

書記長

濱岡茂

執行委員

行木純吉

執行委員

森忠三

執行委員

市川栄次郎

全

市川善藏

執行委員

安達永寿

全

寺本庄一郎

執行委員

秋葉治作

全

丸山友吉

執行委員

石井豊吉

全

植草亀吉

執行委員

野田元五郎

全

皆藤登吉

執行委員

石川正雄

全

宇山音吉

執行委員

伊集川正雄

全

小日向義郎

執行委員

天谷重夫

全

袴田八平

組織人員一八〇二名

会 会 会 会 会 会 会

組織人員 一八〇二名
 内譯
 京濱港灣支部 八五〇名
 山九支部 一二九名
 横濱檢査支部 一〇〇名
 京濱川崎支部 六一〇名
 横須賀支部 一二〇名
 東京支部 五四二名

袴田八平
 小日向義郎
 宇山音吉
 皆藤登
 植草亀吉
 丸山友吉
 寺本庄一郎

会 会 会 会 会 会

天谷重夫
 伊集川正雄
 石川正雄
 野田元五郎
 石井豊吉
 秋葉治作

第五十八條

は今年度末現在の決算報告書と次年度の豫算案を定期大會に提出し承認

第五十九條

支部の財産管理は支部執行委員會が其の責を負ふ

第六十條

支部の會計は獨立して之を行ふ
支部の會計報告に關しては職業的に資格のある會計鑑査人の証明書を添付
しなければならぬ

第九章 附則

第六十一條

この支部の規約の改廢については大會に於て直接登記投票により^{全組合}生員数の
~~三分~~以上の同意を必要とする

第六十二條

この規約は一九四九年六月二十六日より効力を生ずる

以上

労働協約書

横濱田漕協會(以下単に甲と云ふ)と全日本港漕労働組合関東地方本部(以下単に乙と云ふ)とは港漕運送業の公共性に鑑み相協力して其の事業の健全なる発展と組合員の労働条件の維持改善とを圖る為労働組合法の精神に基き左の協約を締結する。

第一章 總則

第一條 乙は甲に属する各店社(以下単に各店社と云ふ)が其の事業の管理運営に關する権限及び従業員の人事に關する権限を有してゐる事を認める。但しこの組合員の解雇、賞罰に關する重要な事項に就いては各店社は乙又は乙の分会と協議する。

第二條 甲は乙を認め各店社の業務に従事する乙の組合員に關する賃金其他の労働条件の基準に關する事項に就いては總て乙と交渉を行う。

第三條 各店社の従業員中左の各号の一に該当する者は乙の組合員より除く。
一 課長以上の者(課長制の毎時は主任又は係長以上の者)
二 勤労人事、給与及び經理関係の従業員中主任又は係長相當以上の者
三 秘書及び人事、労務関係の機密事務を取扱う者並に監督又は管理の業務に従事する者

第四條 甲は乙の組合員に對し、電話交換手及びタイピストの中の一部に適用自動車を運轉し、電話交換手及びタイピストの中の一部に適用又は臨時に雇入れたる者

第五條 試用期間中の者(既に組合員である場合は除く)が出来る。

第六條 甲乙協議の上決定した者

第七條 甲乙協約の上決定した者

第四條 甲乙とは其の何れか一方に於て必要と思はれる重大な事項に關しては事前に通告して協議する。

第二章 組合活動

第五條 甲は乙の組合員の労働権を尊重し乙の組合員に對し組合員である事を若しくは正當なる組合活動をした事を又は乙の組合員の性別、信託、社会的身分の故を以て不利益を取扱をしない。

第六條 組合活動は原則として就業中は之を行はない。但し左の場合此の限りでない。

一 労資懇談会

第七條 甲乙協議の上決定した者
 第四條 甲乙とは其の何れか一方に於て必要と思はれる重大な事項に關しては事前
 に通告して協議する。

第二章 組合活動

第五條 甲は乙の組合員の労働権を尊重し乙の組合員に對し組合員である事若し
 くは正當なる組合活動をした事又は乙の組合員の性別信託社会的身分の故を
 以て不利益を取扱をしない。
 第六條 組合活動は原則として就業中は之を行はざい但し左の場合此の限りでない。

一 労資懇談会
 二 甲乙交渉する場合

三 定例組合總會を開催する場合月一回二時間以内
 四 組合委員が委員会に出席する場合又は組合業務に従事する場合月二回一
 一時間以内

五 其の他甲乙協議の上認められた場合

(三)の場合貸金を支給せず(四)の場合三時間以内を限り貸金を支給す。

第七條 乙が各店社内にて組合活動の爲に必要を揭示又は印刷物の貼付をなす
 場合は予め乙の組合員に於て組合活動の爲に必要を揭示又は印刷物の貼付をなす

第八條 甲は乙が組合員中より適當な人員を専従者として置く事を認める。

第九條 組合業務専従者は専従期間中毎給休職とする。

第十條 其の期間中の取扱は別条に準ずる。組合の専従後職員になる事を認

第十一條 組合専従者又は関連連ある上部組合の専従後職員となつた者が其の職務を
 退いた時は原則として原職に復帰させ復歸時の給與水準を保証する。

第十二條 甲は乙の組合員が各店社の承認を得て公職に就く事を妨げない。
 其の取扱に就いては甲乙協議の上別に之を定める。

第三章 団体交渉

第十二條

甲又は乙は相互に団体交渉に應ずる義務がある。

第十三條

団体交渉を開始しようとする時は予め(成可三日前)交渉の日時、場所、交渉事項及び交渉委員名を事前に相互に通知しなげればならない。

第十四條

交渉時間には原則として三時間以内とする。但し有効期間に就いては別段の定めをする事が出来る。

第四章 争議行為

第十五條

港灣運送業は公益事業である為、争議行為を行う場合には三十日前に予告しなげればならない。

第十六條

乙は争議行為中であつても火災等の発生し又は発生が虞りる場合乙の組合員が各店社の業務に就く事を認める。又各店社より申入れがあり乙が了解した時は特定の業務に必要を乙の組合員が各店社の業務に就く事を認める。

第十七條

前項の特定の業務に必要を乙の組合員は双方協議の上之を定める。争議行為中の給與は支拂はない。

第五章 平和義務

第十八條

甲と乙との間に紛争を生じた場合は円満に解決を圖る為め双方誠意を以て交渉し最善の努力を揮ふものとする。

第十九條

団体交渉に依り交渉が妥結しなかつた場合は甲乙何れか一方の申請に依り労働委員会の調停に附する事が出来る。前項の調停が完了する迄は甲及び乙は争議行為を行はない。

第六章 労資懇談會

第二十條

甲と乙とは左の事項を懇談する為、労資懇談會を設ける。

一

労働協約の解釈及び適用に關する疑義を以て懇談に關する事項

二

労働条件に關する事項

三

福利厚生に關する事項

四

港灣運送の能率増進に關する事項

第二十一條

労資懇談會は甲及び乙の双方より選出せられた各五名以内の人員を以て構成する。懇談會は原則として月一回開催する。但し必要に依り臨時に之を開催し又は之を省略する事が出来る。懇談會を開催しようとする時は予め日時、場所及び議題に就いて打合せを要する。

第七章 賃金

第十八條 甲と乙との間に紛争を生じた場合は円満に解決を図るため、双方誠意を以て交渉し、最善の努力を拂うものとする。

第十九條 団体交渉に依り交渉が安結しなかつた場合は甲乙何れか一方の申請に依り労働委員会の調停に附する事が出来る。前項の調停が完了する迄は甲及び乙は争議行為を行はない。

第六章 労働資懇談會

第二條 甲と乙とは左の事項を懇談する為、労働資懇談會を設ける。

- 一 労働協約の解釈及び適用に関する疑義並に異議に関する事項
- 二 労働条件の改善に関する事項
- 三 福利厚生金の基準に関する事項
- 四 港湾運送の能率増進に関する事項

第三條 労働資懇談會は甲及び乙の双方より選出せられた各五名以内の人員を以て構成する。懇談會は原則として月一回開催する。

但し必要に依り臨時に之を開催し又は之を略する事が出来る。懇談會を開催しようとする時は予め日時、場所及び議題に就いて打合せを要する。

第七章 賃金

第二條 各店社は乙の組合員が賃金を甲乙間に定められた賃金協定に依り支拂う。

第三條 賃金は毎月一定日に通貨を以て支拂う。

第四條 各店社は組合費又は各店社と乙が協議して定められたものを賃金から控除して支拂う事が出来る。

第八章 労働時間、休日及び休暇

第五條 労働時間及び休日については左の通りとする。

- 一 労働時間は基準法の定めるところに依る。
- 二 休日は左の通りとする。

(一) 日曜日

(二) 祝祭日

(三) 其の他各店社に於て定められた休日。

第六條 船差、汽船員、船形員、勤務は前條以外に港湾運送業の特殊性に鑑み之を行ふ。

第七條 各店社は乙の組合員に基準法の定めるところに基き各店社に於て定められた日数の年次有給休暇を與える。

第八條 左の各号の一に該当する時は休暇を與える。其の日数は各店社の定めるところに依る。

- (一) 本人の結婚
- (二) 妻子の死亡
- (三) 父母の死亡
- (四) 祖父、祖母、兄弟、姉妹の死亡
- (五) 配偶者の父母の死亡
- (六) 妻の出産
- (七) 官公廳より出頭を命ぜられた時及官公廳の民権を行使する時
- (八) 傳染病予防法、天災地変其他の法律に依り之を遵守する理由に依り之を遵守する時

第九章 安全衛生

第十九條 甲は災害予防の爲に必要な措置を講じ、又必要な技能を有しない者に危険な業務に就かせない。

第二十條 甲は安全衛生に關し乙の組合員に周知せしめ、組合員は相協力して災害予防に努めるものとする。

第十章 福利厚生

第二十一條 甲は乙の組合員の福利厚生に努めるものとする。

第二十二條 前條の福利厚生は左の事項とする。

- 一、厚生物資の購入
- 二、文化、体育、娯樂に關する事項

第十一章 効力

第二十三條 本協約の有効期間は昭和二十四年十二月二十九日より六月間とする。

但し有効期間中甲乙の協約が協約の一部又は全部を改訂する事か生ずる。

第二十四條 有効期間満了の二週間前に双方改訂の意思表示がなされず、又は改訂の意思表示があつた場合でも新協約が締結される迄は期間満了後六月を限り有効とする。

附則

此の協約締結の證として本書二通を作成し甲乙各一通を保有する。

昭和二十四年十二月二十九日

横濱田澤協會
會長 中村全宏

第三章條 本協約の有効期間は昭和二十四年十二月二十九日より六月間とする。
 但し有効期間中でも甲乙各一協約の一部又は全部を改訂する事が出来る。
 第三章條 有効期間満了の二週間前迄に双方改訂の意思表示が毎時は本協約は更に
 六月を限り有効とする。
 改訂の意思表示があつた場合でも新協約が締結される迄は期間満了後六月を限
 り有効とする。

附 則

此の協約締結の證として本書二通を作成し甲乙各一通を保有する。

昭和二十四年十二月二十九日

横濱田澤協會
 會長 中村全宏

全日本港海労働組合関東地方本部
 執行委員長 倉本節雄

橫濱港務局
木村忠司

横濱港湾運輸労働組合

野崎宗次

日本總同盟
 橫濱港灣運輸協同組合
 山平惣八

植英港濟運

柳翰學竹組合
柳稿文部

音更長一

A.

藤本市中及共仲通リニノ十四番地

藤木企業株式会社

専務取締役

大久保香雄

雄

Tel (2) - 3271
3763

専務取締役

中

中

章一

OKUBO, Hideo, ~~managing~~ director
NAKAMURA, Shojiro, secretary
Fujioki Enterprises, Inc.

A

KIKUCHI, Katsuji
Director, Sugue-gun Transportion KIC

鈴江組運輸株式會社

芳野町役 菊池七郎 氏

A

異国語人権促進協会

常務理事

少林 要蔵

事務局長

比嘉 哲也

KOBAYASHI, Yozo, director

HIGA, Tatsuya, office manager

Yokohama Harbor Dockside & Freight Handling Promotion Association

日本東トラム急二草務株式会社
 取締役社長 山本熊彦
 YAMAMOTO, Kumazo
 President, Kato Densetsu Industry K.K.

A

宇徳運輸株式会社

勤勞部長 田心頭利三郎

KITO, Riseburo
Labor Relations Manager, Utsukus Transportation KK

OTAMI, Jirokichi
Representatives, Otami Transportation KK

伊丹運輸株式會社
代表取締役
伊丹次郎吉

A

NISSIN TRANSPORTATION & Warehousing Co., Ltd.
Director; Shinkichi Noma
Chief of Labor Section: Naohika Watanabe
Asst Chief of Labor Section; Seiji Kaneko.

横濱市神奈川区子安通三ノ三九七

藤原通達株式会社

社長 花島 惣右衛門

HANAJIMA Sotaro
President, Kusubana Transportation KK

丸金 昭 和 運 輸 株 式 会 社
 專 務 取 締 役 中 村 洋 一
 NAKAMURA, Yohei
 Director, Maruichi Showa Transportation K.K.

A.

横濱倉庫前役員会
 常務理事 関 益 行
 SEKI, Masutoshi
 Director, Yokohama Warehouse Freight-Handling Association

沖田興業株式會社

取締役 吉木豊

AOKI, Yutaka
Director, Okita Enterprises KK

東神運輸株式会社

常務取締役

OZAWA, Shunzo
Director, Toskin Transportation K.K.

尾澤 俊藏

日産株式会社横浜出張所

所長

西

幸

雄

NISHI, Yukio

Chief, Yokohama Branch of Nishiyen KK.

A

合名会社
 原田組
 代表取締役
 原田 孝次郎
 HARADA, Kojiro
 President, Harada-gumi Inc.

a.

江原運輸株式會社

社長 江原初之進

EBARA, Hatusunosuke
President, Ebara Transportation K.K.

株式会社 千野商会

社長 千野 又三

SENNO, Mataji
President, Sennos Shokai KIC

A

株式會社梅澤商會

代表取締役 梅澤惣吉

UMEZAWA, Sokichi
Representative, Umezawa Shokai K.K.

a.

全日本港労働組合
 中央執行委員長
 田井増五郎

東京都大田區山王三丁目一八二番地
 電話大森(03)二三〇〇番

0

MASUGORO TAI

PRESIDENT
ALL JAPAN HARBOR LABORS' UNION

1825 2-CHOME SANNO
OTA-KU TOKYO
TEL. OMORI (06) 2300

全日本港灣労働組合
 関東地方本部執行委員長
 京浜港灣支那執行委員長
 神奈川地区海運産業
 防衛會議副議長

倉
 本
 節
 雄

〒100 東京都千代田区大塚六丁目二十七番地
 電話長番町⑦七七二〇番

0

MR. S. KURAMOTO

CHIEF EXECUTIVE COMMITTEE . . .
KWANTO AREA HEAD OFFICE . . .
KEIHIN HARBOR BRANCH OF . . .
ALL JAPAN HARBOR LABOR UNION

NO. 27 6-CHOME, MINATO-CHO,
NAKA-KU, YOKOHAMA.
TEL. (9) 7720

全日本港労働組合
関東地方本部書記長

濱

岡

茂

〒100 東京都千代田区
本町六丁目二十七番地
電話 本町(3) 七七二〇

775013

MR. S. HAMAOKA

CHIEF CLERK
KWANTO AREA HEAD OFFICE & ..
ALL JAPAN HARBOR LABOR UNION

NO. 27 6-CHOME, MINATO-CHO.
NAKA-KU, YOKOHAMA.
TEL. (3) 7720.

全日本港灣労働組合
副中央執行委員長

松井 太右衛門

東京都大田区山王二丁目一八二番地
電話 大森(03)二三〇〇番

775013

TAUEMON MATSUI

VICE-PRESIDENT
ALL JAPAN HARBOR LABORS' UNION

1825 2-CHOME SANNO
OTAKU, TOKYO
TEL. OMORI 06, 2300

全日本港灣労働組合

常任中央執行委員

佐々木外二

東京都大田區山王三丁目一八二番地
電話 大森(66)二三〇〇番

日本労働組合総同盟中央委員
関東港湾労働組合同盟會長
横濱港湾運輸労働組合組合長

野
崎
榮
次

事務所 横濱市西區磯木町五丁目二三番地
電話 本局①七八二一番